

## 東京都認証学童クラブ事業実施要綱

令和 7 年 3 月 27 日付 7 福祉子家第 3201 号  
一部改正 令和 8 年 3 月 28 日付 7 福祉子家第 3503 号

## 第 1 章 総則

## 1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）における児童の最善の利益を考慮した児童の健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、東京都知事（以下「知事」という。）が認証する学童クラブ事業の運営基準を定めるとともに、認証を受けた学童クラブ事業における質の向上を図り、もって放課後児童の健全育成に資することを目的とする。

## 2 定義

この要綱における用語の意義は次に定めることによる。

## (1) 専用区画

専用区画とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画をいう。

## (2) 放課後児童支援員

放課後児童支援員とは、設備運営基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。）をいう。

なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画の内容に限らず、原則採用から 1 年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し区市町村が作成すること。

## (3) 補助員

補助員とは、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。

なお、補助員は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」及び別表 2－3 に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

#### （4）常勤職員

法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブ事業を実施する施設（以下「学童クラブ」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

なお、常勤職員の勤務時間は、開所時間の前後の準備も含め、1 日当たりおおむね 8 時間程度とするよう努めること。

## 第 2 章 東京都認証学童クラブ事業

### 1 実施主体

本事業の実施主体は、学童クラブ事業を実施する区市町村とする。ただし、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 2 運営基準

本事業の実施に当たっては、次に掲げる基準を全て満たしていなければならない。

#### （1）対象

区市町村が実施する、又はその運営費の補助を行う学童クラブ事業であること。

#### （2）専用区画

ア 専用区画において、児童 1 人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上の有効面積を確保すること。

なお、将来的には、児童 1 人につき 1.98 m<sup>2</sup>以上の有効面積を確保するよう努めること。

イ 日によって専用区画が変わるタイムシェアによる運営は、専用区画を安定的に確保するまでの間の一時的なものとする。

ウ 専用区画に加えて、体を動かす遊びや体験活動を行う場、静養できる場など、複数の場を確保し、児童が学童クラブでの過ごし方を選択できるよう努めること。

#### （3）規模

一の支援の単位を構成する児童の数は、10 人以上 40 人以下とすること。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位について、東京都学童クラブ事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日付 27 福保子家第 358 号。）別添 1 学童クラブ事業の 11 費用（2）に該当する場合は、この限りでない。

#### （4）職員体制

ア 設備運営基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 3 人以上配置すること。ただし、その 2 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

なお、土曜日や午後 6 時以降の時間帯で利用児童が少ない場合は、上記によらず、放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上配置することとしても差し支えない。この場合は、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

また、1 日のうち放課後児童支援員及び補助員が交代制をとる場合は、十分な引継ぎ時間を確保するよう努めること。

イ 放課後児童支援員は、支援の単位ごとに育成支援を行うこと。

ウ 放課後児童支援員のうち、一の支援の単位ごとに 1 人以上は常勤職員であること。

また、放課後児童支援員の常勤職員を複数配置するよう努めること。

#### (5) 開所日・開所時間

##### ア 開所日

(ア) 日曜日、祝祭日及び年末年始を除いて毎日開所すること。

ただし、開所日の前日までに当該開所日における利用希望児童がいなかったことが明らかになっている場合は、この限りでない。

(イ) (ア)を原則とするが、利用者に対するニーズ調査を実施し、利用希望児童がいなかったことが明らかな場合は、毎土曜日、開所しないことも可能とする。

##### イ 開所時間

(ア) 平日

午後 7 時まで開所すること。

ただし、あらかじめ利用希望児童がいなかったことが明らかになっている場合は、この限りでない。

(イ) 土曜日、長期休業期間その他の学校休業日

① 午前 8 時から午後 7 時まで開所すること。

② ①を原則とするが、土曜日については、1 日 8 時間以上の開所も可能とする。

ただし、あらかじめ利用希望児童がいなかったことが明らかになっている場合は、この限りでない。

また、区市町村が実施又は委託等する他の事業により、午前 8 時から学童クラブの開所時間までの間の居場所が確保されていると区市町村が認めるときは、午前 8 時以降の開所でも差し支えない。

##### ウ その他

利用児童が少ない開所日又は時間帯において、同一事業所内の複数の支援の単位を合同として一の支援の単位として事業を実施することは差し支えない。

また、保護者ニーズに応じて、基本開所時間の前後の開所ができるよう努めること。

(6) 運営内容

ア 児童の最善の利益を考慮した育成支援を実施すること。

イ 放課後児童支援員及び補助員は、学童クラブにおける遊びや生活の中で、児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助するとともに、児童の意見を聴く場や機会を創設すること。また、そこでの意見を踏まえ、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくり、児童が主体的に学童クラブでの過ごし方を選択できるよう、放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日付こ成環第16号）に基づく多様な遊びや体験活動を実施すること。

ウ 運営主体は、事業の実施に当たり、児童の安全確保について特段の配慮を行うこと。

(7) 昼食提供

長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入すること。

(8) 就業規則・研修

ア 運営主体は、次に掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

(ア) 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(イ) (ア)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

イ 運営主体は、職員の資質向上のための研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。

(9) 契約

区市町村以外の者が本事業を実施する場合は、利用者と事業者との間で直接契約を行うこと。

(10) 利用料

利用料の月額は、14,000円を超えない料金設定とすること。

なお、利用料の月額には、基本の利用料のほか、午後7時までの延長利用料を含むものとする。

ただし、賃借料が賃借料補助の補助基準額を超える場合などは、区市町村との協議により、超過分を利用料として徴収することも可能とする。

(11) 第三者評価

児童の意向や満足度を把握する利用者調査を含む、東京都福祉サービス第三者評価を受審すること。

(12) 障害のある児童の受入れ

ア 障害のある児童の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じた環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。

イ 職員間の情報共有や研修等により、障害について理解を深めること。

(13) その他

ア 事業は、1年を通じて実施すること。ただし、年度の途中で新たに事業を開始する場合にあっては、事業を開始した月以降、引き続き事業を実施すること。

イ 本事業を実施することにより、サービスの充実又は利用料の引き下げを行うこと。

ウ 運営主体は、ICT（情報通信技術）を活用し、職員の業務負担軽減に取り組むよう努めること。

### 第3章 東京都認証学童クラブ移行支援事業

#### 1 実施主体

本事業の実施主体は、学童クラブ事業を実施する区市町村とする。ただし、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

#### 2 運営基準

本事業の実施に当たっては、一の支援の単位を構成する児童の数は、10人以上45人以下とする。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位について、東京都学童クラブ事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子家第358号。）別添1学童クラブ事業の11費用（2）に該当する場合は、この限りでない。

このほか、第2章に定める東京都認証学童クラブ事業の運営基準のうち、2（3）を除いて全ての要件を満たさなければならない。

#### 3 実施期間

本事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、各年度の歳入歳出予算が東京都議会で成立した場合に限る。

### 第4章 東京都認証学童クラブ設置促進事業

#### 1 実施主体

この事業の実施主体は、第2章に定める東京都認証学童クラブ事業及び第3章東京都認証学童クラブ移行支援事業を実施する区市町村とする。

## 2 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施する区市町村は、東京都認証学童クラブ設置推進計画（第 15 号様式）を策定し、知事が別に定める日までに提出すること。  
なお、計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。
- (2) (1) の計画を定めた場合、別に定めるところにより、東京都認証学童クラブ事業及び東京都認証学童クラブ移行支援事業の区市町村負担分の一部を補助する。
- (3) 知事は、事業を実施する区市町村に対して、提出された計画や事業の実施状況を調査するため、必要に応じて、ヒアリングや現地調査、中間報告等を求める場合がある。
- (4) 計画を達成することができなかつた場合及び計画の達成が見込まれないことが明らかな場合は、その要因と後の対策を分析し、知事へ報告すること。

## 3 実施期間

東京都認証学童クラブ設置促進事業の実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、各年度の歳入歳出予算が東京都議会で成立した場合に限る。

## 第 5 章 認証の手続

### 1 東京都認証学童クラブ事業

#### (1) 設置申請

ア 第 2 章に定める東京都認証学童クラブ事業を実施する場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ設置申請書（第 1 号様式）」を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、設置申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの設置申請書について、学童クラブごとに運営基準の確認、とりまとめを行った上で、知事が定める期日までに、「東京都認証学童クラブ設置申請書の提出について」（第 2 号様式）を提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に学童クラブごとに認証を行い、「東京都認証学童クラブ認証書」（第 3 号様式）を交付する。この場合において、認証を受けた学童クラブは、交付された「東京都認証学童クラブ認証書」を見やすい場所に掲示すること。

エ 知事は、認証した学童クラブの設置申請書の内容を、東京都のホームページ等において公表する。

#### (2) 重要事項の変更

ア 重要な認証事項を変更しようとする場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ内容変更申請書」（第 4 号様式）を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、内容変更申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの内容変更申請書について、学童クラブごとに内容を確認し、「東京都認証学童クラブ内容変更申請書の提出について」（第5号様式）を知事に提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に承認を行う。

### (3) 廃止申請

ア 東京都認証学童クラブを廃止する場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ廃止申請書」（第6号様式）を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、廃止申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの廃止申請書について、学童クラブごとに内容を確認し、「東京都認証学童クラブ廃止申請書の提出について」（第7号様式）を、廃止の日の1月前までに知事に提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に、承認等を行う。

この場合において、承認を受けた学童クラブは、交付された「東京都認証学童クラブ認証書」を返還すること。

## 2 東京都認証学童クラブ移行支援事業

### (1) 設置申請

ア 第3章に定める東京都認証学童クラブ移行支援事業を実施する場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ（移行型）設置申請書（第8号様式）」を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、設置申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの設置申請書について、学童クラブごとに運営基準の確認、とりまとめを行った上で、知事が定める期日までに、「東京都認証学童クラブ（移行型）設置申請書の提出について」（第9号様式）を提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に学童クラブごとに認証を行い、「東京都認証学童クラブ（移行型）認証書」（第10号様式）を交付する。この場合において、認証を受けた学童クラブは、交付された「東京都認証学童クラブ（移行型）認証書」を見やすい場所に掲示すること。

エ 知事は、認証した学童クラブの設置申請書の内容を、東京都のホームページ等において公表する。

### (2) 重要事項の変更

ア 重要な認証事項を変更しようとする場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ（移行型）内容変更申請書」（第11号様式）を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、内容変更申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの内容変更申請書について、学童クラブごとに内容を確認し、「東京都認証学童クラブ（移行型）内容変更申請書の提出について」（第 12 号様式）を知事に提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に承認を行う。

(3) 廃止申請

ア 東京都認証学童クラブを廃止する場合、区市町村及び区市町村以外の者は、「東京都認証学童クラブ（移行型）廃止申請書」（第 13 号様式）を作成する。

また、区市町村以外の者が実施する場合は、廃止申請書を区市町村に提出する。

イ 区市町村はアの廃止申請書について、学童クラブごとに内容を確認し、「東京都認証学童クラブ（移行型）廃止申請書の提出について」（第 14 号様式）を、廃止の日の 1 月前までに知事に提出する。

ウ 知事は、イの提出があった時、審査の上、適当と認めた場合に、承認等を行う。

この場合において、承認を受けた学童クラブは、交付された「東京都認証学童クラブ（移行型）認証書」を返還すること。

(4) 実施期間が終了した場合の取扱い

東京都認証学童クラブ移行支援事業の認証については、第 3 章 3 に定める実施期間が終了した場合、認証の効力は終了する。この場合において、交付された「東京都認証学童クラブ（移行型）認証書」を速やかに返還すること。

## 第 6 章 都による指導監督

### 1 報告徴収・立入調査

第 2 章に定める東京都認証学童クラブ事業及び第 3 章に定める東京都認証学童クラブ移行支援事業を行う者（以下「実施者」という。）は、次の東京都による報告徴収及び立入調査に応じなければならない。

(1) 東京都は、本事業に関し必要があると認めるときは、実施者に対し報告を求める。

(2) 東京都及び区市町村は、この事業に関し必要があると認めるときは、第 2 章に定める東京都認証学童クラブ事業及び第 3 章東京都認証学童クラブ移行支援事業を行う事業所に立ち入り、本事業に係る帳簿類、育成記録等を検査し、又は写しの提出を求める。

(3) 立入調査に際しては、区市町村の立ち合いを求める。

(4) 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を行う。

### 2 改善指導

東京都は、1 の立入調査の結果、実施要綱等に照らして、改善を求める必要があると認められる場合は、報告期限を付した文書による指導を行い、実施者から改善の状況及び計画について、文書による報告を求める。

### 3 認証の取消し

東京都は、次のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。

- (1) 育成支援の内容や設備等に重大な過失があったとき
- (2) 本事業の運営基準を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他の不正の手段により、認証を受けた事実が判明したとき
- (4) 1による報告徴収及び立入調査を正当な理由がなく拒否したとき
- (5) 2による改善指導に従わないとき
- (6) 東京都又は区市町村に虚偽の報告を行ったとき
- (7) その他、取り消すことが適当であると認められたとき

## 第7章 雑則

### 1 経費の補助

事業の実施に必要な経費は、別に定める補助要綱により予算の範囲内で補助するものとする。

### 2 委任

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月27日付6福祉子家第3201号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月28日付7福祉子家第3503号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。